

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和2年3月3日	帝産湖南交通株式会社(法人番号9160001012986)代表者大西真澄	滋賀県草津市山寺町188番地	草津営業所	滋賀県草津市山寺町188番地	輸送施設の使用停止(10日車)	道路運送法第27条第3項	令和元年9月19日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)運転者に対する特別な指導実施義務違反(運輸規則第38条第2項)	6	1
令和2年3月9日	神戸市(法人番号9000020281000)代表者岸田泰幸	兵庫県神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号	中央営業所	兵庫県神戸市中央区小野浜町7番65号	輸送施設の使用停止(30日車)	道路運送法第27条第3項	令和元年11月27日、同年12月13日及び同年12月16日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運行管理者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第48条の3)、(2)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)、(3)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務等の記録義務違反(運輸規則第25条第1項、第4項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)点呼の記録義務違反【一部記録なし】(運輸規則第24条第5項)	4	3
令和2年3月30日	近江鉄道株式会社(法人番号1160001008109)代表者喜多村樹美男	滋賀県彦根市駅東町15番1	あやめ	滋賀県野洲市菖蒲字日之出14番地の1	警告	道路運送法第27条第3項	令和2年2月7日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項)	0	0